

様式第 1 (第 4 条第 1 項、第 1 3 条関係)

特定製品輸出用例外届出書

年 月 日

殿

氏名又は名称及び法人にあ
つては、その代表者の氏名
住所

消費生活用製品安全法第 4 条第 2 項第 1 号 (第 1 1 条第 1 項第 1 号) の規定に
より、次のとおり届け出ます。

- 1 特定製品の区分並びに構造、材質及び性能の概要
- 2 輸出予定数量
- 3 仕向地及び輸出の時期
- 4 製造する工場又は事業場の名称及び所在地並びに製造又は輸入する者が届
出事業者である場合には届出の年月日及び特定製品の型式の区分

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

様式第2（第4条第2項、第13条関係）

特定製品例外承認申請書

年 月 日

殿

氏名又は名称及び法人にあ
つてはその代表者の氏名
住所

㊟

消費生活用製品安全法第4条第2項第2号（第11条第1項第2号）の承認を受けたいので、次のとおり申請します。

- 1 特定製品の区分並びに構造、材質及び性能の概要
- 2 承認を申請する理由
- 3 用途
- 4 製造、輸入又は販売を予定する数量
- 5 使用者が特定している場合は、その者の氏名又は名称及び使用の場所
- 6 製造する工場又は事業場の名称及び所在地並びに製造又は輸入する者が届出事業者である場合には届出の年月日及び特定製品の型式の区分

- （備考）
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

様式第3（第6条関係）

特定製品製造（輸入）事業届出書

年 月 日

殿

氏名又は名称及び法人にあ
つては、その代表者の氏名
住所

消費生活用製品安全法第6条の規定により、次のとおり届け出ます。

- 1 事業開始の年月日
- 2 製造（輸入）する特定製品の区分
- 3 当該特定製品の型式の区分
- 4 当該特定製品を製造する工場又は事業場の名称及び所在地（輸入の事業を行
う者にあつては、当該特定製品の製造事業者の氏名又は名称及び住所）
- 5 消費生活用製品安全法第6条第4号の内容

（備考） この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

様式第4（第8条第1項関係）

特定製品製造（輸入）事業承継届出書

年 月 日

殿

氏名又は名称及び法人にあ
つてはその代表者の氏名
住所

消費生活用製品安全法第7条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

承継の原因		
被承継者に関する事項	氏名又は名称及び法人にあつてはその代表者の氏名	
	住 所	
	製造（輸入）事業届出の年月日	
	製造（輸入）する特定製品の区分	
	当該特定製品の型式の区分	
	当該特定製品を製造する工場又は事業場の名称及び所在地（輸入の事業を行う者にあつては、当該特定製品の製造事業者の氏名又は名称及び住所）	

（備考） この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

様式第 5 (第 8 条第 2 項第 1 号関係)

特定製品製造 (輸入) 事業譲渡譲受証明書

年 月 日

殿

譲り渡した者	氏名又は名称及び法人にあつてはその代表者の氏名 住所	㊞
譲り受けた者	氏名又は名称及び法人にあつてはその代表者の氏名 住所	㊞

次のとおり特定製品の製造 (輸入) 事業者の事業の全部の譲渡譲受があつたことを証明します。

- 1 譲り渡した者の製造 (輸入) 事業届出の年月日
- 2 製造 (輸入) する特定製品の区分
- 3 当該特定製品の型式の区分
- 4 当該特定製品を製造する工場又は事業場の名称及び所在地 (輸入の事業を行う者にあつては、当該特定製品の製造事業者の氏名又は名称及び住所)
- 5 譲渡譲受の年月日

- (備考)
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。
 - 2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

様式第6（第8条第2項第2号関係）

特定製品製造（輸入）事業者相続同意証明書

年 月 日

殿

証明者 氏名
住所

印

次のとおり特定製品製造（輸入）事業者について相続があつたことを証明します。

- 1 被相続人の氏名及び住所
- 2 被相続人の製造（輸入）事業届出の年月日
- 3 製造（輸入）する特定製品の区分
- 4 当該特定製品の型式の区分
- 5 当該特定製品を製造する工場又は事業場の名称及び所在地（輸入の事業を行う者にあつては、当該特定製品の製造事業者の氏名又は名称及び住所）
- 6 特定製品製造（輸入）事業者の地位を継承する者として選定された者の氏名及び住所
- 7 相続開始の年月日

- （備考）
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 2 証明書は、特定製品製造（輸入）事業者の地位を承継する者として選定された者以外の相続人全員が氏名を記載し、押印すること。ただし、氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

様式第7（第8条第2項第3号関係）

特定製品製造（輸入）事業者相続証明書

年 月 日

殿

証明者 氏名又は名称及び法人にあつてはその代表者の氏名 ⑩

証明者 氏名又は名称及び法人にあつてはその代表者の氏名
住所 ⑩

次のとおり特定製品製造（輸入）事業者について相続があつたことを証明します。

- 1 被相続人の氏名及び住所
- 2 被相続人の製造（輸入）事業届出の年月日
- 3 製造（輸入）する特定製品の区分
- 4 当該特定製品の型式の区分
- 5 当該特定製品を製造する工場又は事業場の名称及び所在地（輸入の事業を行う者にあつては、当該特定製品の製造事業者の氏名又は名称及び住所）
- 6 特定製品製造（輸入）事業者の地位を継承した者の氏名及び住所
- 7 相続開始の年月日

- （備考）
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 2 証明者は、2人以上とすること。
 - 3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

様式第7の2（第8条第2項第5号関係）

特定製品製造（輸入）事業承継証明書

年 月 日

殿

被承継者 名称及び代表者の氏名 ⑩
住所

承継者 名称及び代表者の氏名 ⑩
住所

次のとおり分割によつて特定製品の製造（輸入）事業者の事業の全部の承継があつたことを証明します。

- 1 被承継者の製造（輸入）事業届出の年月日
- 2 製造（輸入）する特定製品の区分
- 3 当該特定製品の型式の区分
- 4 当該特定製品を製造する工場又は事業場の名称及び所在地（輸入の事業を行う者にあつては、当該特定製品の製造事業者の氏名又は名称及び住所）
- 5 承継の年月日

- （備考）
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

様式第 8 (第 9 条関係)

事業届出事項変更届出書

年 月 日

殿

氏名又は名称及び法人にあ
つてはその代表者の氏名
住所

消費生活用製品安全法第 8 条の規定により、次のとおり届け出ます。

- 1 変更の内容
- 2 変更の年月日
- 3 変更の理由

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

様式第9（第11条関係）

特定製品製造（輸入）事業廃止届出書

年 月 日

殿

氏名又は名称及び法人にあ
つてはその代表者の氏名
住所

消費生活用製品安全法第9条の規定により、次のとおり届け出ます。

- 1 製造（輸入）事業届出の年月日
- 2 製造（輸入）する特定製品の区分
- 3 廃止の年月日

（備考） この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

様式第10（第24条、第27条関係）

登録（登録の更新）申請書

年 月 日

殿

氏名又は名称及び法人にあ
つてはその代表者の氏名
住所

印

消費生活用製品安全法第16条第1項（第19条第2項において準用する同法第16条第1項）の規定により同法第12条第1項（第19条第1項）の登録（登録の更新）を受けたいので、次のとおり申請します。

- 1 適合性検査を行う特別特定製品の区分
- 2 事業所の名称及び所在地

- （備考）
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

様式第 1 1 (第 2 8 条、第 3 4 条関係)

事業所変更届出書

年 月 日

殿

氏名又は名称及び法人にあ
つてはその代表者の氏名
住所

消費生活用製品安全法第 2 1 条 (第 3 0 条第 2 項) の規定より、次のとおり届
け出ます。

- 1 事業所の名称及び所在地
- 2 変更の年月日
- 3 変更の理由

- (備考)
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。
 - 2 3 は新設、移転又は廃止の別及びその理由を記載すること。
 - 3 1 は、変更前及び変更後を対照として記載すること。

様式第 1 2 (第 2 9 条第 1 項及び第 2 項、第 3 4 条関係)

業務規程 (変更) 届出書

年 月 日

殿

氏名又は名称及び法人にあ
つてはその代表者の氏名
住所

消費生活用製品安全法第 2 2 条第 1 項 (第 3 0 条第 2 項) の規定により、業務
規程 (業務規程の変更) を別添のとおり届け出ます。

- 1 変更の内容
- 2 変更の理由

- (備考)
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。
 - 2 1、2 は業務規程の変更の届出の場合に記載すること。

様式第13（第30条、第34条関係）

業務休止（廃止）届出書

年 月 日

殿

氏名又は名称及び法人にあ
つてはその代表者の氏名
住所

消費生活用製品安全法第23条（第30条第2項）の規定により、適合性検査の業務の全部（一部）の休止（廃止）をしたので次のとおり届け出ます。

- 1 休止（廃止）しようとする適合性検査の業務の範囲
- 2 休止（廃止）の年月日
- 3 休止の期間
- 4 休止（廃止）の理由

（備考） この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

(表面)

第	号	
消費生活用製品安全法第 4 1 条第 1 項から第 3 項までの規定による		
立 入 検 査 証		
所属及び氏名		
年	月	日生
年	月	日交付
独立行政法人製品評価技術基盤機構理事長		(印)

(裏面)

消費生活用製品安全法抜すい

(立入検査)

第 4 1 条 主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、その職員に、消費生活用製品の製造、輸入若しくは販売の事業を行う者又は特定保守製品取引事業者の事務所、工場、事業場、店舗又は倉庫に立ち入り、消費生活用製品、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、その職員に、国内登録検査機関の事務所又は事業所に立ち入り、業務の状況又は帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

3 内閣総理大臣は、前章第二節の規定を施行するため必要があると認めるときは、その職員に、消費生活用製品の製造又は輸入の事業を行う者の事務所、工場、事業場、店舗又は倉庫に立ち入り、消費生活用製品、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

4 (略)

5 主務大臣は、必要があると認めるときは、機構に、第 1 項又は第 2 項の規定による立入検査を行わせることができる。

6 内閣総理大臣は、必要があると認めるときは、主務大臣に対し、機構に、第 3 項の規定による立入検査を行わせることを要請することができる。

7 主務大臣は、前項の規定による要請があつた場合において、機構の業務の遂行に支障がないと認めるときは、機構に、第 3 項の規定による立入検査を行わせるものとする。

8 ~ 1 0 (略)

1 1 第 5 項又は第 7 項の規定により機構の職員が立入検査をする場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

1 2 第 1 項から第 3 項までの規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第 5 9 条 次の各号のいずれかに該当する者は、3 0 万円以下の罰金に処する。

一 ~ 七 (略)

八 第 4 1 条第 1 項から第 3 項までの規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

九 (略)

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 B 8 とすること。

様式第15（第51条関係）

適合性検査についての申請書

年 月 日

殿

氏名又は名称及び法人にあ
つてはその代表者の氏名
住所

⑩

消費生活用製品安全法第51条第1項（第51条第4項）の規定により、国内登録検査機関（外国登録検査機関）が適合性検査を行わない又は適合性検査の結果に異議があるので、適合性検査を行うこと又は改めて適合性検査を行うことを命ずべき（請求すべき）ことを、次のとおり申請します。

- 1 特別特定製品の型式の区分
- 2 申請理由

- （備考）
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

様式第 1 6 (別表第 1 関係)

略称 (記号) 表示承認申請書

年 月 日

経済産業大臣 殿

氏名又は名称及び法人にあ
つてはその代表者の氏名
住所

㊞

経済産業省関係特定製品の技術上の基準等に関する省令の規定により届出事業者 (国内登録検査機関又は外国登録検査機関) の氏名又は名称に代えて略称 (記号) を表示することについて承認を受けたいので、次のとおり申請します。

特定製品の区分	略称又は記号に代える事項	略称又は記号

- (備考)
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。
 - 2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

様式第 17 (別表第 1 関係)

登録商標表示届出書

年 月 日

経済産業大臣 殿

氏名又は名称及び法人にあ
つてはその代表者の氏名
住所

経済産業省関係特定製品の技術上の基準等に関する省令の規定により届出事業者（国内登録検査機関又は外国登録検査機関）の氏名又は名称に代えて登録商標を表示することについて次のとおり届け出ます。

特定製品の区分	登録商標に代える事項	登録商標

- (備考)
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。
 - 2 登録商標が登録されていることを確認できる書類を添付すること。